

国の教育改革と

愛知県の取組状況について

1 教育再生実行会議で示された教育課題

第一次提言

平成25年2月26日

道徳教育

いじめ対策

体罰禁止

- いじめの問題等への対応について

第二次提言

平成25年4月15日

地方教育行政の権限と責任の明確化

地域住民の意向反映

- 教育委員会制度等の在り方について

第三次提言

平成25年5月28日

グローバル化

イノベーション創出

人材育成ニーズ

学び直し

大学がバンス

- これからの大学教育等の在り方について

第四次提言

平成25年10月31日

高校教育の質の向上

大学入学者選抜改革

- 高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について

第五次提言

平成26年7月3日

幼児教育

小中一貫教育

職業教育

大学等への編入学

教員免許

- 今後の学制等の在り方について

2 新たな教育委員会制度に基づく愛知の教育行政のあり方について

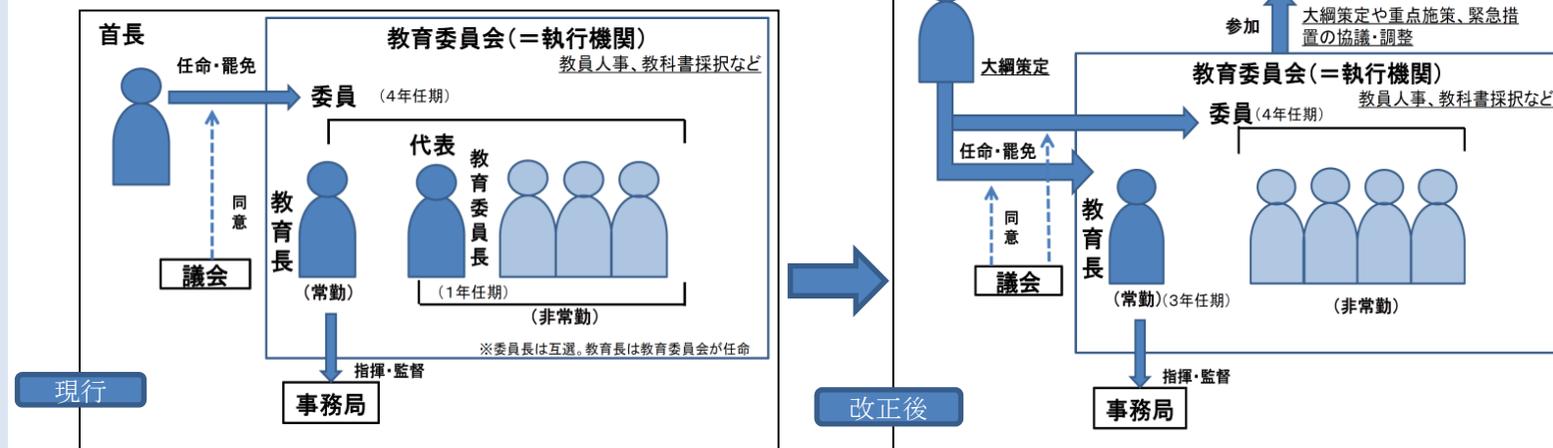
昭和31年以降続く、現行の教育委員会制度について、「責任の所在の不明確さ」「教育委員会の審議の形骸化」「危
 制度改革等に機管理能力の不足」といった課題が従来から指摘されていた。
 至る背景 平成23年10月に、滋賀県大津市でおきた「いじめによる自殺」という重大事態に対して、当時の市教育委員会が適切
 な対応をとらなかったことを契機に、本格的な制度改革の検討が開始。

教育再生実行 第2次提言「教育委員会制度等の在り方について」
 会議の提言 ・地方教育行政の権限と責任の明確化

平成25年12月13日、中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について」答申
 平成26年6月20日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」公布
 (平成27年4月1日施行)

首長が「総合教育会議」を設置
 「総合教育会議」で協議した上で、首長が「大綱」を策定
 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」を設置

国の動き



愛知県における教育委員会制度改革への対応

26

(改正法施行準備)

27

総合教育会議 の設置

【構成】知事及び教育委員会6名
(委員長、教育長、委員4)

【協議・調整事項】

- ・教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- ・重点施策、緊急事態への対応 等

【事務局】知事部局(県民生活部) 協力:教育委員会

大綱の策定

「大綱」は、目標や施策の根本となる方針で、予算や条例提案等首長の権限に関わる事項が中心。

例: ○○年度までに全学校の耐震化を完了する
学校の統廃合を推進する
少人数学級を推進する

【策定方針】平成27年度終期を迎える愛知県教育振興基本計画「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」の後継計画を大綱として位置付ける予定

新教育長の設置

現教育長の任期終了後に設置

- ・議会の同意を得て知事が任命
- ・3年任期
- ・権限:従来の教育長の責任・権限に加え、教育委員会の代表者として「教育委員会の会務を総理」

教育委員会の委員による教育長に対するチェック機能の強化

知事と教育委員会の連携強化

- ・教育に関する重点施策などについて積極的に協議・調整
- ・次期アクションプランの策定に知事部局が参画

教育委員会の活性化

- ・教育に関する深い関心や熱意を持つ教育委員を幅広い分野から選定

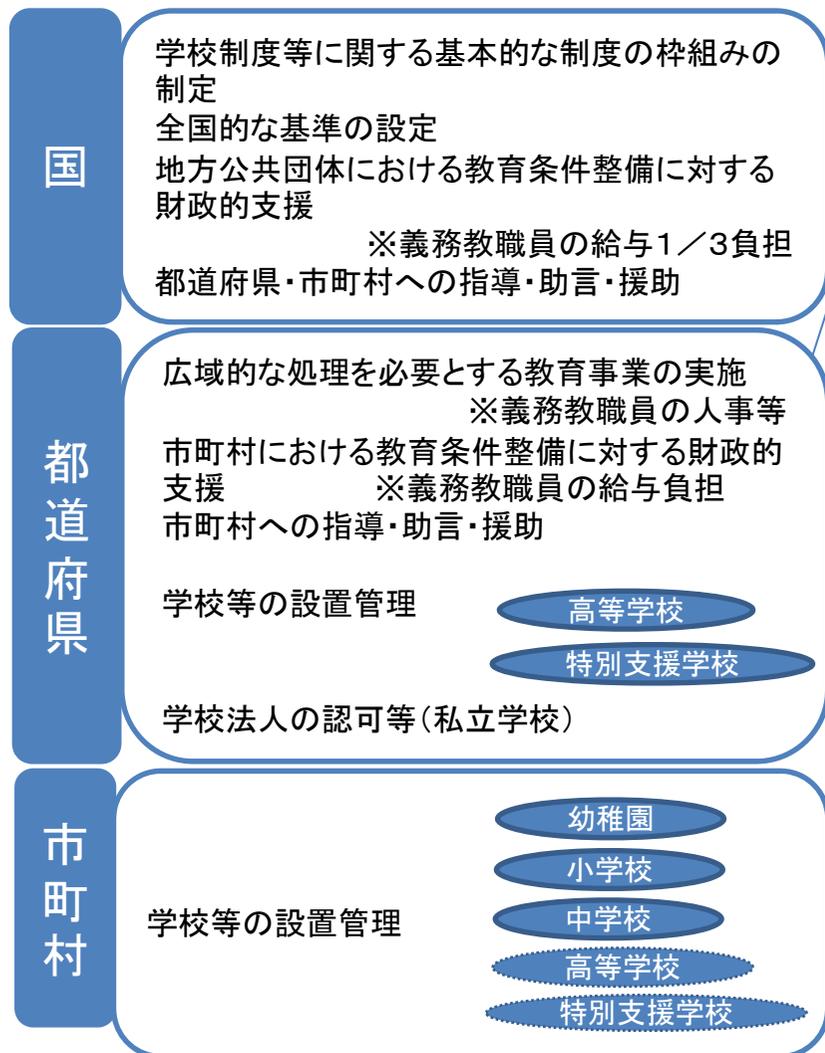
- ・引き続き、教育委員会における審議の活性化を促進(教育委員協議会の開催、学校等の現地調査の実施、市町村教育長等との意見交換会の開催等)

教育委員会事務局機能の強化

- ・知事部局と教育委員会の人事交流等の連携促進

<参考>教育行政における主な役割分担

【国・都道府県・市町村の役割】



【地方公共団体内における分担】

教育委員会	<p>○学校教育に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校の設置管理 ・教職員の人事・研修 ・児童生徒の入学、退学 ・学校の組織編成、教育課程、生徒指導 ・教科書採択 ・校舎等の施設の整備 <p>○社会教育に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座、集会の開設等社会教育事業の実施 ・公民館、図書館、博物館等の設置管理 <p>○文化財の保護に関すること</p> <p>○学校における体育に関すること</p>
原則 教員委員会 条例制定すれば 首長	<p>○文化に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化事業の実施 ・文化施設の設置管理 <p>○スポーツに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ事業の実施 ・スポーツ施設の設置管理
首長 (知事・市町村長)	<p>○大学に関すること</p> <p>○私立学校に関すること</p> <p>○教育財産の取得・処分</p> <p>○契約の締結</p> <p>○予算の執行</p>

<参考>あいちの教育に関するアクションプランⅡ

計画の 位置づけ	教育基本法第17条第2項に規定する愛知県の教育振興基本計画 教育委員会が知事部局、県警本部と一体となり、市町村教育委員会との連携の下で策定
計画期間	平成23～27年度(2011～2015年度)【5年間】
基本理念	「自らを高めること」と「社会に役立つこと」を基本的視点とした「あいちの人間像」の実現 <めざす「あいちの人間像」> <ul style="list-style-type: none">・かけがえのない自他の命を大切にすることのできる人間・自らの人生をたくましく切り拓き、社会に生かすことのできる人間・健やかな体をつちかい、豊かな文化を継承し創造することのできる人間・次代を展望し、世界に視野を広げ活動することのできる人間
取組の視点	<ul style="list-style-type: none">・家庭・地域・学校それぞれの主体性ある取組と連携の強化・全てのライフステージで切れ目のない学びが可能となる環境づくり・県・市町村の役割分担を踏まえた連携・協力
重点目標	<ol style="list-style-type: none">1 幅広い県民の参加により道徳性・社会性の向上を図ります。2 発達段階に応じたキャリア教育を充実します。3 学習意欲の向上を図り確かな学力を育成します。4 豊かな人生を送るための生涯学習を充実します。 <div data-bbox="1491 1257 1930 1375">重点目標の達成に向けた 魅力ある教育環境づくり</div>

3 その他の教育課題について

(1) 愛知県におけるいじめ防止対策について

▽背景

文部科学省の実態調査によると、本県においても、毎年、多数のいじめの認知件数が報告されている。

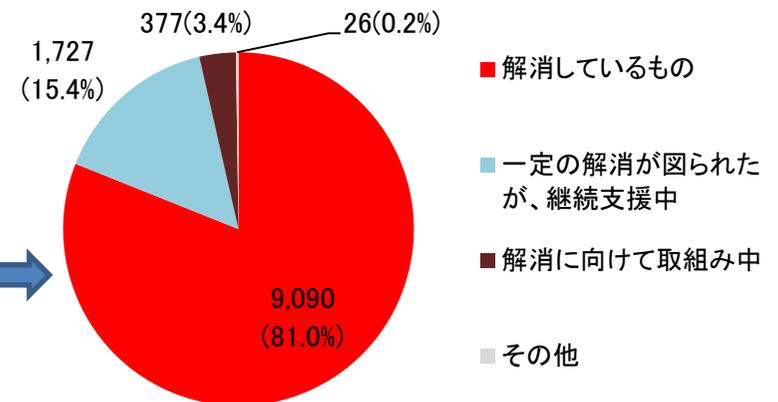
【いじめの認知件数の推移】【愛知県国公立】 (件)

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
H21	4,345(2位)	3,571(1位)	405(2位)	8(10位)
H22	5,010(1位)	3,812(2位)	471(3位)	15(8位)
H23	4,502(2位)	3,645(1位)	359(4位)	17(6位)
H24	7,136(5位)	4,734(3位)	363(14位)	14(20位)
H25	6,983(6位)	3,867(5位)	357(6位)	13(14位)

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

()内は全国順位

【いじめの現在の状況(平成26年3月31日現在)】



▽本県の取組

平成26年 9月 「愛知県いじめ防止基本方針」策定 対象: 県立学校及び私立学校

平成26年11月 「愛知県いじめ問題対策委員会及び愛知県いじめ問題調査委員会条例」施行

その他、学校・市町村教育委員会を支援

- ・スクールカウンセラーの配置拡充

小学校: 拠点校189校、中学校: 全校307校、高等学校: 30校に配置

そのほか、スーパーバイザーを5名配置し、緊急支援等を実施

- ・いじめ対応支援チームの設置・派遣

アドバイザー(弁護士、臨床心理士等)と県教委事務局等のサポートメンバーで構成

- ・教員の生徒指導力向上のための生徒指導リーフ作成、生徒指導に関する研修の充実等

- ・「いじめほっとライン24」等による相談の実施

そとだん
そっと相談

あんしん
きっと安心

いじめほっとライン **毎日24時間**

なやみいおう
☎0570-078310

いじめの被害に関する相談は……
被害少年相談電話 (愛知県警察本部)
平日 9:00~17:00
TEL 0120-786770

愛知県

「愛知県いじめ防止基本方針」のポイント

対象：県立学校・私立学校

<基本的な考え方>

いじめの未然防止・早期発見等に、学校、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関が連携して取り組む。

未然防止：地域、学校、課程が連携して人間関係をつくる力や規範意識を育成する。

早期発見：学校は相談しやすい環境を整備し、適切な対応のための教員等の指導力の向上を図る。

いじめに対する措置：学校や学校の設置者は適切な措置を講ずるために迅速かつ組織的に対応する。

<県としての取組>

- ・愛知県いじめ問題対策連絡協議会の設置
- ・重大事態に係る調査等を行うために、附属機関を設置
- ・教職員の資質の向上
- ・インターネットを介したいじめに対する対策の推進
- ・調査研究の推進等
- ・広報・啓発活動

▽重大事態が発生した場合の措置



<県立学校>

- ① 学校は県教育委員会を通じて知事に報告
- ② 県教育委員会は学校に調査を指示。又は、県教育委員会の附属機関が調査。その結果を知事に報告
- ③ 知事が必要があると認めるときは、知事の附属機関が再調査
- ④ 知事又は県教育委員会は必要な措置を講じる

<私立学校>

- ① 学校は学校法人等を通じて知事に報告
- ② 学校又は学校法人が調査、その結果を知事に報告
- ③ 知事が必要があると認めるときは、知事の附属機関が再調査
- ④ 知事は必要な措置を講じる

※市町村立学校で重大事態が発生した場合は市町村教育委員会及び市町村長が対処

県は「いじめ対応支援チーム」を派遣するなど支援

▽課題等

依然として、毎年、多数のいじめの認知件数が報告されている。「いじめはどの学校・学級でも起こりうる」との認識のもと、いじめを見逃さず、積極的に解消に努めていかなければならない。

そのためには、学校全体が一つのチームとなって対応できるよう、教師間の共通理解や情報共有が重要。

学校だけでは解決できない深刻な事案等に関しては、医療機関、児童福祉機関、警察等の関係機関との連携が必要。

(2) 愛知県における道徳教育の取組について

教育再生実行 会議の提言	第1次提言「いじめの問題等への対応について」 ・心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く 迫る教育を行う。																
国の動き	平成25年3月、「道徳教育の充実に関する懇談会」まとめ 平成26年度から、道徳教育用教材「私たちの道徳」を作成 平成26年10月、中央教育審議会「道徳に係る教育課程の改善等について」答申																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称・位置づけ</td> <td>道徳の時間 ※教科外の活動</td> <td>特別の教科 道徳(仮称)</td> </tr> <tr> <td>教材</td> <td>副読本等</td> <td>検定教科書を導入</td> </tr> <tr> <td>授業時間</td> <td colspan="2">年間35時間</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>なし</td> <td>記述式で評価</td> </tr> </tbody> </table>		現行	新	名称・位置づけ	道徳の時間 ※教科外の活動	特別の教科 道徳(仮称)	教材	副読本等	検定教科書を導入	授業時間	年間35時間		評価	なし	記述式で評価
		現行	新														
	名称・位置づけ	道徳の時間 ※教科外の活動	特別の教科 道徳(仮称)														
	教材	副読本等	検定教科書を導入														
授業時間	年間35時間																
評価	なし	記述式で評価															

▽本県の取組状況

【小中学校】

- ・道徳教育推進会議(学識者・市町村教委・公立小中学校・PTA・行政関係者)の開催
平成25・26年度協議題「思いやりの心を育む道徳教育の在り方」
- ・道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業
地域に根ざした創意工夫ある道徳教育(研究推進校4校・研究実践校16校)、道徳パワーアップ研究協議会の開催
- ・道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」の運営
県及び市町村の教育委員会、県内1022校の公立小中学校の取組紹介
「道徳の時間」指導案を掲載し、県全域で情報共有し、家庭・地域で行う道徳教育に役立つ情報も掲載
- ・絆を育む学校づくり推進事業 異世代交流会議を設置し、地域に根ざした行事・活動を実施
- ・心の教育推進活動 5月・11月を強調月間とし、市町村教育委員会の指導のもと、全小中学校で取組
- ・県研究指定校事業 研究テーマ「命を大切にできる子どもを育む道徳教育の在り方」(研究委嘱校2校)

【高等学校】

- ・道徳教育指導教材等の作成 「明日を拓く一人間としての在り方生き方を求めて」
県立高校における道徳教育の取組や道徳教育推進事業(明日を拓く人材育成事業)において活用

【その他】

- ・9～12月モラル・マナー向上期間(教育キャンペーン)

▽課題等

子どもたちの道徳性向上のためには、家庭・地域・学校が協働して取り組むことが重要。
発達段階に応じた道徳教育を実践していくためには、教師の指導力の向上が不可欠。

道徳教育用教材として、「私たちの道徳」の他、小学校では「明るい心」中学校では「明るい人生」などが活用されている。



(3) 愛知県における学校と地域との連携の取組について

教育再生実行会議の提言 第2次提言「教育委員会制度等の在り方について」
 ・地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映する。

平成26年6月 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」附帯決議
 「学校現場に民意を反映していくため、保護者や地域住民の参加を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図ることができるよう、学校運営協議会の設置の促進に努めること」

コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の概要

保護者・地域住民参加により、子どもの抱える課題を地域ぐるみで解決
 主な役割:「校長作成の学校運営の基本方針を承認」「学校運営について意見を述べる」「教職員の任用に関して意見を述べる」
 国の推進目標:平成28年度までに、全公立小中学校の1割(約3000校)に拡大

国の動き



▽本県の取組状況

(開かれた学校づくり、地域連携)

- (1) 学校における自己評価・学校関係者評価の実施・公表・設置者への報告
- (2) 学校評議員制度の実施 全53市町村(含、類似制度校)、全県立学校
- (3) コミュニティ・スクールの指定 64校(全国1919校) 一宮市の全小中学校61校及び北名古屋市小学校3校
 コミュニティ・スクール推進事業実施校 北名古屋市:小学校7校(27年度指定見込)、中学校1校(28年度指定見込)

▽課題等

学校支援活動の組織的運営などの推進や教職員の意識改革を図るための校内体制の確立を図る必要がある。

(4) 愛知県における小中学校段階の連携の取組について

教育再生実行 会議の提言	第5次提言「今後の学制等の在り方について」 ・小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進する
国の動き	平成26年7月、小中一貫教育の制度化等について、中央教育審議会に諮問、審議中 小中一貫教育を始めとする学校連携の一層の推進 小中一貫教育学校(仮称)等

▽背景

思春期を迎える小学校高学年から中学校にかけては、心身の成長や変化が一生のうちで最も大きな時期であるとともに、精神的にも不安定な時期でもある。

小学校から中学校の間にある段差を適切なものにし、小中一貫性のある教育を進めることが重要となっている。

▽本県における取組状況

県内6市町村で小中連携、一貫教育を実施(詳細は次ページ)。主な内容は、

- (1) 児童生徒の人間関係づくり・合同行事、交流授業、部活動等
- (2) 教師間の連携意識の高揚・チーム・ティーチング、公開授業、出前授業、合同研修会
- (3) 9年間を見通して教育課程の編制・小中英語の連携カリキュラムの作成、総合的なカリキュラムの作成、
学習習慣・生活習慣の重点目標設定

▽課題等

- ・分割校(一つの小学校から複数の中学校に分かれて進学することとなる小学校)の場合等、連携が円滑に進まない。
- ・小中一貫教育の他、「小1プロブレム」といった課題もあり、幼・保・小の連携の重要性も増すほか、中学校から高等学校、さらには高等学校から大学等への接続も課題となっている。
- ・小中一貫教育により、学年の区切りを6-3制から、4-3-2制等に変更した場合、該当校からの転出、あるいは該当校への転入があった場合、教育課程が異なるので対応が難しい。

▽ 本県の取組事例

【小中一貫教育】

名古屋市

名古屋市立笹島小学校・中学校
(平成22年度開校)

飛島村

飛島村立小中一貫教育校飛島学園
飛島小学校・飛島中学校
(平成22年度開校)

【小中連携教育】

日進市

日進市立竹の山小学校・日進北
中学校併設校
(同一敷地内、小学校は平成25
年度開校)

西尾市

平成16年度以降、西尾市立寺津小
学校・寺津中学校で研究開発

阿久比町

平成18年度以降、研究委嘱
平成25年度は、幼1園・保2園・小
4校・中1校が参加した「幼保小中
一貫教育実践発表会」を開催

豊橋市

小中一貫した「豊橋市英会話カリキュ
ラム」(小3～中3)に基づいた英会話
の授業を全小・中学校で実施

私立小中学校

異校種間における教員の乗り入れ授業、
教科担任制、小・中合同の委員会、
教職員の兼務発令

<参考> 小中一貫教育等の実態調査結果(文部科学省)

1 調査の目的 小中一貫教育等の実態を調査し、今後の小中一貫教育の制度化及びその推進方策並びに小中連携の一層の高度化方策の検討に資する基礎資料を得る。

【本調査における定義】

小中連携教育⇒小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育⇒小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を目指す教育

2 調査時点 平成26年5月1日

3 調査対象 全都道府県(47)、全市区町村(1,743)、小中一貫教育を実施している全国の国公立小・中学校(1,130件)

4 調査結果の概要(抜粋)

① 都道府県による推進

積極的に推進	積極的な推進を検討	国の検討や他の都道府県の取組を注視	現時点で特段の取組はない
4団体	3団体	33団体	7団体

② 国に期待する取組(都道府県)(主なもの)

教職員定数上の措置	学校施設設備の財政措置	教育課程・指導方法面での好事例の収集・普及	教員免許の改善
43団体	32団体	31団体	30団体

市区町村、学校も
ほぼ同様の結果

③ 小中一貫教育、小中連携教育の実施状況(市区町村)

小中一貫教育実施	小中連携教育のみ実施	実施なし
211団体(12%)	1,147団体(66%)	385団体(22%)

【小中一貫教育未実施団体の検討状況】
 今後実施予定 4%
 実施を検討中 7%
 国等の状況を注視 29%
 特段の取組なし 60%

④ 大きな成果(実施市区町村)(主なもの)

中1ギャップの緩和	進学に不安を感じる児童の減少	小・中学校共通の取組の増加	小・中の教職員間で協力して指導する意識の高まり
45%	43%	40%	36%

⑤ 大きな課題(実施市区町村)(主なもの)

小中教職員間での打ち合わせ時間の確保	教職員の負担感・多忙感の解消	必要な予算の確保	所有免許の関係で兼務発令ができない
20%	18%	10%	9%

⑥ 小中一貫教育を実施している学校の校舎設置状況、学年段階の区切り(主なもの)

施設分離型	施設一体型	施設隣接型	6-3	4-3-2
78%	13%	5%	72%	26%

【総合評価】(大きな成果ありの率)
 ・施設一体型26% ・6-3以外18%
 ・施設隣接型14% ・6-3 7%
 ・施設分離型7%

<参考> 学校数・在学者数(全国・愛知県)

平成26年5月1日現在		全国								愛知県							
		学校数(校)				在学者数(人)				学校数(校)				在学者数(人)			
		総数	国立	公立	私立	総数	国立	公立	私立	総数	国立	公立	私立	総数	国立	公立	私立
初等 中等 教育 機関 等	幼稚園	12,907	49	4,714	8,144	1,557,282	5,614	264,364	1,287,304	521	1	91	429	96,825	132	10,590	86,103
	小学校	20,852	72	20,558	222	6,600,019	41,067	6,481,407	77,545	984	2	979	3	416,989	1,378	414,337	1,274
	中学校	10,557	73	9,707	777	3,504,332	31,220	3,227,314	245,798	443	3	418	22	219,347	1,219	208,317	9,811
	高等学校	4,963	15	3,628	1,320	3,334,469	8,613	2,286,545	1,039,311	220	2	163	55	198,951	951	137,879	60,121
	中等教育学校	51	4	30	17	31,499	3,160	20,424	7,915	1	—	—	1	701	—	—	701
	特別支援学校	1,096	45	1,037	14	135,619	3,033	131,781	805	36	1	35	—	7,190	62	7,128	—
	専修学校	3,205	10	195	3,000	659,669	450	26,261	632,958	179	—	16	163	47,946	—	2,677	45,269
	各種学校	1,275	—	8	1,267	122,044	—	638	121,406	83	—	—	83	12,721	—	—	12,721

資料: 文部科学省「学校基本調査」